

令和4年度 第3回南丹市地域福祉計画推進委員会 議事録

【日時】

令和5年2月21日（火）9：30～10：45

【場所】

南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」 3階会議室

【出席者】

岡崎祐司委員（委員長）、栢下修委員（副委員長）、山本明委員、中澤義久委員、粟津宏文委員、谷口和隆委員、中川佐由美委員、中嶋美好委員、辻田榮治委員、平田正吉委員、中島文夫委員、鍋田和夫委員、廣野義之委員、高屋光晴委員、西田武志委員、保城幹雄委員

【欠席者】

高見二郎委員、山口安志委員、長野建一委員、志藤修史委員

【事務局】

（南丹市）矢田福祉保健部長、橋本福祉相談課長、中西課長補佐、村上主事

（南丹市社会福祉協議会）榎原事務局長、松尾地域福祉部長、坂本地域福祉課長、上菌係長

【傍聴】

1名

【議事】

1. 開会

事務局：失礼します。定刻になりましたので、ただ今より南丹市地域福祉計画推進委員会を開会させて（市）いただきます。

本日は、雪で足元の悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、南丹市福祉保健部 福祉相談課長の橋本でございます。よろしくお願いたします。

ではここで、岡崎委員長よりご挨拶をいただきます。

2. 委員長あいさつ

委員長：おはようございます。第3回の本日は、パブリックコメントへの回答の中身と、第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局：ありがとうございました。

（市） なお、本日は、高見委員、長野委員、志藤委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

本委員会の委員20名の内、現在15名の方に出席いただいておりますので、委員会条例第6条第2項の規定により、本委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。ここからの進行につきましては、岡崎委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3. 協議事項

(1) パブリックコメントの結果について

委員長：それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

その前に、資料の確認をしていただいているでしょうか。

事務局：はい。事前にお送りいたしました第4期計画（案）以外に、本日机前にお配りしております

(市) 資料は、「次第、委員名簿、資料1：パブリックコメントのご意見と回答（案）、資料2：素案修正箇所一覧」でございます。資料の不足はございませんでしょうか。

委員長：それでは、資料1に基づきまして、パブリックコメントについて事務局より説明いただきまして、意見があればお願いしたいと思います。

事務局：はい。改めまして、南丹市福祉保健部福祉相談課の村上です。よろしく願いいたします。

(市) 着座にて失礼いたします。

協議事項の(1)、パブリックコメントの結果について、説明させていただきます。

前回の推進委員会においてお伝えしておりましたとおり、令和4年12月9日～28日の期間でパブリックコメントを実施しましたところ、2名の方より、計26のご意見をいただきました。提出されたご意見と、それらに対する考えをまとめた回答（案）を読み上げながらご説明いたしますので、資料1をご覧ください。

1、目次の表記についてです。ご意見は、目次の、第4章に係る部分について、施策レベルでの表記がほしいという内容でしたが、施策ごとに目次をつけますと、おおよそ1ページごとの細かなものになることから、見づらさを回避するため、基本方針レベルで記載することとしました。

2および3につきましては、年次計画や行程表など具体施策の作成を求めるとご意見です。本計画および本計画に包含される「成年後見制度利用促進基本計画」のどちらにおいても言えることですが、この計画は、福祉の各分野の計画と異なり、すべての住民の地域生活を支えるための仕組みづくりなどの取組の方向を示しているものであり、本計画に含まれる施策は、1年ごとに目標を立てて、順を追って達成できる性質のものばかりではないため、年次実施計画を作成することは予定しておりませんので、今申し上げたとおりの内容で回答を考えております。ただし、毎年度の点検・評価は引き続き行ってまいります。

4につきましては、本計画に包含される「成年後見制度利用促進基本計画」に関する内容で、国が作成している「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の内容を基にされたご意見ですが、ご指摘の黒丸2つ目「地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針」および3つ目「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針」につきましては、第4期計画期間中に取り組むべき「方針」や「主な取組」、「それぞれ

の役割等」として、基本目標2「(5) 権利擁護機能の強化」に記載しております。

また、ご指摘の黒丸1つ目「中核機関および協議会の整備・運営の方針」につきましては、本市に設置しております「権利擁護・成年後見センター」において毎年度立てております事業計画の中でお示ししているところです。

続いて5つ目ですが、障がいのある方や、社会的な原因によって引きこもり状態にある方の本人と家族に対する支援・対策を求める内容でございます。

「行政や支援者・地域ができる限りのアプローチをしていくことが必要」とご意見を頂いておりますが、ひきこもりや自死などの深刻な課題については、計画(案)23ページ、基本目標1「(1) 地域での支え合いの推進」に記載しておりますとおり、地域との連携が必要であると考え、行政や社会福祉協議会の役割として、地域課題やニーズの把握に努めることとしていきます。

また、その方法(=アプローチ)としまして、アウトリーチを強化することとして、47ページ、基本目標2「(4) 相談支援体制の推進」に記載しており、自ら助けを求めにくい方々へ、行政や支援者から赴き働きかける仕組みを検討・実施していくこととしております。

6のご意見は、再び2つ目、3つ目のご意見と同様の、具体的な実施計画を求める内容と併せ、施策の実施状況に係る各年度の点検を求めるものとなっておりますが、計画の推進状況については、毎年、本委員会において評価・点検していただいておりますので、引き続き行っていくこととしております。

7からは、施策の内容についてです。

22ページ、第4章の基本目標1の文言に関するご意見です。現在、基本目標1を「住民が主体的に取り組む地域づくり」としてありますが、この「主体的に」という言葉に違和感を感じられ、住民が「主」で、行政は「従」であるという解釈のもと、「住民と行政が協働して」などの代替案を提示されました。

この点につきまして、まず、ここで使われております「主体的」とは、「受動的」を対義語とする意味で使用しておりますので、前提として、住民と行政を対にした「主⇔従」ではありません。

そのうえでのご説明ですが、「住民主体」とは、地域福祉の中核概念であり、全国社会福祉協議会の『社会福祉協議会基本要項』では、「地域の福祉を推進していく基本的な主体は地域社会に暮らす住民自身である」ということを「住民主体の原則」として位置付けております。すべての住民が住み慣れた地域で豊かに暮らし続けられるように、その地域で必要な取組に参加し相互のつながりをつくり、一人ひとりが「主人公」となって動き出すことが大切であるという意味から、「住民主体の原則」は地域福祉活動と切り離すことのできない理念として計画に掲げ、一貫して取り組んできているところです。

その中で、市および社協も地域福祉推進のためのきっかけづくりや働きかけ、取組に必要な条件整備などにおいて、協働して取り組んでまいります。

したがって、ご指摘の箇所につきましては、表現を変えないこととしております。

8および9につきましては、災害時要援護者支援台帳に関するご意見です。

まず、8ですが、こちらは、台帳登録率の大幅アップを求める内容です。

この、「台帳登録率」ですが、南丹市では、他市に比べて、特に高齢者の方について対象要件を幅広く設定しており、その一方で、対象要件に該当する方のなかでも、支援を必要とされな

い方や、地域のなかで支援者としての役割を果たしておられる方、自身の情報を提供することに同意されない方たちも一定数おられることから、重視すべきは登録率ではなく、真に支援を必要とする方の登録を促進していくことであると考えております。

続いて9ですが、こちらは、当該台帳における個別計画の作成に関する内容です。

この、個別計画につきましては、現在、美山町のみで作成がされております。一方で、近年頻発する大災害を受け、国により「個別避難計画」の作成が自治体の努力義務とされましたが、南丹市で作成しております「災害時要配慮者支援台帳」は要配慮者をリストアップした一覧だけでなく、個人個人の情報を詳細に記載した「個票」も合わせて作成しており、この内容が、国が求める「個別避難計画」へ記載が必要な事項の大部分を既に盛り込んでおります。

したがって、まずは、南丹市全域で運用できている当該台帳を中心にしながら、個々の支援につながる取組を第4期計画で整備していくこととしております。

なお、本回答内容をより反映させるため、30ページにあります【それぞれの役割等】の市の部分、上から3つ目の丸の内容を「地域において災害時要配慮者支援台帳が個々の支援に具体的に活用されるよう働きかけます。」と修正しました。

続いて、資料1に戻っていただきまして、10番ですが、先程ご覧いただきました29～30ページに係る内容としまして、福祉避難所の公表およびハザードマップへの記載を求めのご意見です。

福祉避難所につきましては、これまでより本委員会でも何度かご説明させていただいているところですが、現在、南丹市では、「福祉避難所」として提携している15施設において、災害の状況により受入れ体制が取れない場合や、ウイルスの感染予防のため等の理由から受入れが困難な場合があることに鑑み、受入れ可否を確認する「マッチング役」を、市が担う体制をとっております。したがって、本市では、公表について慎重に検討しており、現時点では公表に至っておりません。

次の11から13のご意見は、47～49ページ、基本目標2(4)－①に関する内容で、「民生児童委員やふれあい委員の記述」、「障害者相談員の記述」、「計画相談事業所の専門員の質と量がニーズを満たしていない点に関する解決策を明記」することを求めておられますが、基本目標2は、総合的な相談・支援体制づくりに関する内容となっており、ご指摘の箇所では専門的な分野について記述しておりますので、「地域の身近な相談相手」である民生児童委員やふれあい委員につきましては、見守り等を通して地域における相談機能の一端を担っていただいているという観点から、23ページ「基本目標1－(1)－①」において記述しております。

加えて、20～21ページにあります図の中に、民生児童委員やふれあい委員が含まれておりますので、この計画全体が、民生児童委員やふれあい委員を含んだ内容となっております。

また、12および13のご意見につきましては、本計画が福祉に関する各種計画の上位計画であることから、各分野の具体的な問題に対する解決策等については、各種計画において計画が立てられることとなっているため、ご指摘の点については、担当部署へ引き継ぐこととします。

14から19のご意見は、53ページからの「成年後見制度利用促進基本計画」に関するものです。

14 は、「成年後見制度利用促進基本計画」のボリュームが少ないということで、内容の全面改正を求めておられますが、本市の成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画に包含された計画であり、成年後見制度の推進は、基本目標2における基本方針「(4) 相談支援体制の推進」と「(5) 権利擁護機能の強化」それぞれが切り離されたものではなく、権利擁護・成年後見制度も含め、一体的に進めていくべきものと考え策定しております。

また、内容につきましては、計画策定のために実施したアンケート調査における「成年後見制度の認知度が極めて低い」という結果を受け、「制度を利用したい」と思っただけの可否かは、まずは「知っているか否か」からであると考え、利用促進の前提となる「住民の皆様を知っていただくこと」を大きな目標としているところです。

続く15では、南丹市の「市民後見人候補者名簿」と社会福祉協議会の法人後見支援員候補者として登録されている方に関し、市・社協ともに、現在未活動の名簿登録者に対する早期活動開始と、その目標時期を明記するよう求められています。

確かに、市民後見人・法人後見支援員として名簿登録していただいている皆様は、身近な地域の支援者として心強い存在ではありますが、名簿登録者すべての方に活動いただくことが目的なのではなく、専門職後見人ではなく身近な地域の支援者に支援いただくことが望ましい場合に、名簿登録者から推薦いたします。あくまで、被後見人主体で考える必要があらうかと思えます。

次の16は、判断力が不足する市民のうち、成年後見制度を利用されない市民に対して身上監護と意思決定支援を求める内容ですが、身上監護と意思決定支援につきましては、52ページ、基本目標2—(5)—①において、【主な取組】として3つ目に記載しております「判断能力が十分でない方を支える仕組みづくり」という内容に包含されております。

17につきましては、市民人材の養成に関するご意見ですが、市民人材の養成は、南丹市だけでなく南丹圏域の課題として、近隣市町および京都府と検討のうえ進めていくこととしております。

続く18は、後見制度を利用しない市民の身上監護面での支援に関連しまして、医療、障害や介護施設、金融などの関係機関との協議体を復活させてほしいという内容でした。この点につきましては、53ページ、基本目標2—(5)—②において、【主な取組】に記載しておりますとおり、「権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築」として、第4期計画で取り組んでまいります。

施策に関する最後のご意見ですが、19は、精神や知的に障がいのある当事者にとって利用しやすい制度になるよう働きかけていくことを明記いただきたいという内容で、当事者が求めているものとして、「必要なときに利用でき、必要なくなれば終了できる制度」、「わかりやすい報酬体系」、「本人の立場に立って、いっしょに人生を歩んでくれる存在」の3点を挙げておられます。

この3点につきましては、すでに国が成年後見制度の課題として見直しを検討しており、また、「当事者にとって利用しやすい制度になるよう働きかけていく」ことについては、担当課として、機会をとらえて京都府及び国へ要望を行っております。

次の20～22は、57ページ、第5章の2に関する内容です。

まず20、「5年間毎年度の実施計画を立てる」「毎年度委員会で点検評価をする」ようにしてもらいたいという内容ですが、先に回答しておりますとおり、本計画は福祉に関する各種計

画の上位計画であり、各分野の具体的な実施計画については、各種計画において計画が立てられることとなっております。

また、評価・点検につきましては、同ページにも記載しております本委員会におきまして、既に毎年度行っておりますので、明記いたします。

21につきましては、既に回答のとおりですので割愛させていただきます。

続く22では、評価指標の再検討を求めておられます。この評価指標につきましては、前回の推進委員会において、委員様からもご意見を頂戴したところですが、第3期計画では、「圏域」を意識し住民活動の活発化に重点を置いていたことから、住民組織数等の増加を目標として指標に設定しておりましたが、第4期計画では、住民と地域社会、住民（＝地域）と関係機関との繋がり・連携の強化に重点を置くことから、住民組織数や活動拠点数、地区福祉計画策定数を見るだけでは、計画の内容が達成できているかの指標となり得ませんので、住民の現状を広く知ることのできるアンケート調査の結果を比較することによって、市の現状を評価できると考えました。

特に、指標の1つ目・2つ目につきましては、住民と地域社会、住民（＝地域）と関係機関との繋がりを深めることで解消を目指す「孤独・孤立」の問題に着目して設定しておりますが、無作為抽出で行うアンケートにおいて、例えば「孤独」という抽象的概念について、「孤独である」と感じる（＝回答する）住民の割合を少なくしていくことは、ともすれば増加する可能性も含んでいますが、どの住民に回答いただいたとしてもその割合が現状値より低くなるように努めることは、地域福祉を促進していく意義になると考えております。

また、3つ目・4つ目の指標につきましては、今回のアンケート調査の結果から浮彫りとなった、成年後見制度の認知度と、「困りごとの相談先」としての南丹市社会福祉協議会の認知度の低さを改善するために設定しているものです。

ただし、計画に対する評価につきましては、数値だけで評価しようとするのではなく、推進委員会において事例や取組の質的な評価も行います。

ここまでの、お一人目からのご意見でございます。

次の23～26が、お二人目のご意見ですが、23、平屋地区地域福祉推進協議会に係る記載内容の不足につきまして、計画（案）で言いますと12ページですが、この点につきましては追記をいたします。

また、24および25につきましては、他市の事例を参考に、南丹市でも同様に取り組んではいかがかという内容で、ご意見と併せて資料も同封いただいておりますが、本市の計画では、本市の取組を掲載いたしたく、送付いただきました資料は、今後の参考とさせていただきますこととします。

最後の26は、本計画の名称に関し、市民に馴染んでいただける計画となるよう、愛称を提案されるものでしたので、市民の皆さまに紹介する機会をできる限り多くつくることで、馴染んでいただけるよう努めることとしております。

ご意見に関する回答（案）の説明は以上です。

なお、パブリックコメントへの回答につきましては、本日の会議でご意見をいただき、承認いただいたうえで公表することとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○審議

委員長：ありがとうございます。(住民の方が)大変丁寧に読み込んで、コメントをくださったと思います。回答の案ですが、何かご質問、ご意見等がありますでしょうか。

A 委員：2点ほど。No.7の、基本目標の「住民が主体的に取り組む地域づくり」に関して、回答としてはこういうことになるのかなとは思いますが、今、地域では人口の減少、高齢化が進んでいる状況がずっと続いています。特にこういった高齢者にかかる地域での支え合いの推進、組織づくりについては、言ってみれば高齢者が高齢者のための施策を行い、組織づくりをしているという現状が、我々のような中山間地だけかもしれませんが、あります。そういった中で「住民主体となる」という言葉ですが、果たしてこういう体制づくりで、持続可能な福祉施策が続いていくのかという思いも一方ではございます。その中では、行政や社会福祉協議会の、より強力な取組が必要ではないかという思いがありますので、感想として申し上げたいと思います。

それと、今気づいたのですが、12、13の「市民に委嘱している障害者相談員の記述を」という意見に対する回答が「～担当部署へ引き継ぎます」という表現になっているのですが、この、パブリックコメントに対する回答というのは、誰がするのでしょうか。福祉相談課が回答するのであれば「担当部署へ」という表現でいいのですが、南丹市として、あるいはこの委員会として回答するならば、不自然な気がします。「個別計画の中で検討することになります」とか、そういう表現になるかと思います。以上、2点よろしくお願ひします。

委員長：ありがとうございます。2つ目の表現部分についてはいかがでしょうか。確におっしゃるように、「引き継ぎます」と言うのと「事務方としてやります」みたいなニュアンスにもなりますが、どうでしょうか。

事務局：おっしゃる通りでございます。この回答は、市として実施していくものですので、「担当課」(市)という表現ではなくて、「個別計画の中で検討していきます」という表現に変えさせていただきます。ありがとうございます。

委員長：そうですね。市及び社協の計画ですので、そのように変更した方がよいと思います。1つ目にご指摘いただいたこともその通りだと思いますが、社協の方から、何かコメントはございますか。

事務局：まったくおっしゃる通りのご指摘だと思っております。ただし、昔に比べて、…と私が言う(社協)年代ではないかもしれませんが、高齢者の方も元気になってきておられることも事実です。やはり、役割を持って社会的つながりを持って活動をしていくということも、1つ大切なことだと思っておりますので、社協としてもバックアップしていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長：ありがとうございます。7のところのご指摘はその通りです。「住民主体」という言葉を無くすと地域福祉ではなくなってしまうので、ここに書いてあるコメントの通りなのです。

が、それは単に住民だけということではなくて、住民が主体的な活動をしていただくために行政、社協の協働・協力関係をもっと強固にしていくというのが趣旨だと思いますので、そのような意味で受け止めたいと思います。

他にいかがでしょうか、今のような表現や言い回しも含めて。よろしいでしょうか。

最後の愛称については、今回は設けないということで、以前にこういう愛称をつくっていたこともありますし、確かにこういうのも必要なんだろうが、私が関わっているところでは、どこも似たようなタイトルになるのです。大体こういう「みんなで作る」とか「つながり」とか。過去、南丹市でもこれに近いようなタイトルでやっていたのですが、むしろそれよりも第4期計画そのものを浸透させていくような取組をお願いしたいなと思いますので、むしろやっていく中で、それに近いようなキャッチフレーズが生まれたらいいのかなと思います。

それから、他都市、他の地域の事例は、資料もいただいているということですね。また、その資料を私や副委員長も読ませていただいて、今後の点検・評価の中で参考にさせていただければと思います。

それでは、続きまして、第4期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について事務局よりお願いします。

（2）第4期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について

事務局：それでは、第4期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について、ご説明いたします。
（市） 資料2をご覧ください。素案からの修正箇所の一覧です。主なものをご説明させていただきます。

表の一番左にありますページ番号に網掛けがしているものが、パブリックコメントのご意見を受けて変更した箇所、それ以外が、前回の推進委員会以降、推進委員や作業部会員の皆さま、また、事務局で出された意見に基づき変更した箇所です。上から順にご説明いたします。

1つ目および2つ目につきましては、先程ご説明いたしましたパブリックコメントのご意見によって行った修正です。

続いて17ページにございます、各基本目標の説明文についてですが、まず、左側、基本目標1の説明、2つ目の丸におきまして、変更前は「住民同士の日常的な付き合いなどの身近なところから、支え合いや助け合う活動を行うことで、地域課題の発見から解決までできるしくみを重層的につくることを目指します。また、これらの住民活動を市・社協、その他関係機関で支えるしくみを整備し、地域の福祉力、解決力を高めていきます。」としておりましたところを「住民同士の日常的な付き合いなどの身近なところから、支え合いや助け合う活動を行うなかで、地域課題に向き合う地域を目指します。また、これらの住民活動を市・社協、その他関係機関で支えるための環境を整備し、地域の福祉力、解決力を高めていきます。」に修正しました。

この変更前の文にあります「重層的」とは、第3期計画でポイントとしておりました、「圏域」の考え方に基づくもので、現在よく耳にします「重層的支援」とは意味合いが異なるものであり、また、第4期計画では前回の推進委員会においていただきました、旧町レベルでの協議の場の設定に関するご意見などをふまえ、市や社協としては環境を整備する役割があ

るとして、この内容に修正しております。

また、右側、基本目標2の説明、2つ目の丸では、変更前を「潜在化した事案や、単独の分野だけでは解決できない事案等の把握に努めるなど、分野間のネットワークを強化・活用して支援する体制の整備充実を目指します。」としておりましたところを「潜在化した事案の把握に努め、単独の分野だけでは解決できない事案等に柔軟に対応するため、分野間のネットワークを強化・活用して支援する体制（＝重層的支援体制）の整備充実を目指します。」に修正しました。

21ページの図の修正につきましては、「支援ネットワーク」の中に「保健分野」がありませんでしたので、図の右上、「高齢者分野」と「医療分野」の間に追加いたしました。

続いて27ページ、移動支援に関する部分ですが、ここでは、【それぞれの役割等】内「市」の最後の丸に「住民や関係者と話し合いながら、」という文言を追加しております。こちらも、前回の推進委員会での市の役割に関するご意見を受けて修正したものです。

次の30ページの修正につきましては、先程ご説明いたしましたパブリックコメントのご意見を受けて行ったものです。

続きまして47ページの文言修正は、同ページ中ほどにあります「包括的な相談機能の強化」の文言と合わせるために、修正いたしました。また、その「●包括的な相談機能の強化」における【それぞれの役割等】の中身の修正としまして、ページで言いますと48ページですが、市・社協のそれぞれ最下段に「○計画的な人材育成と人員配置に取り組みます。」という文言を追加しております。

続いて、同じく48ページにあります「●生活困窮者分野の相談機能の強化」の【それぞれの役割等】内「住民」の2つ目の丸につきまして、「地域活動を通して、生活困窮者の現状と課題を把握し、速やかに相談窓口につなぎましょう。」としておりましたところを「地域活動を通して、生活困窮者の現状と課題を把握した場合は、速やかに相談窓口につなぎましょう。」に修正いたしました。変更前での文では、生活困窮者の現状と課題を把握しなければならないとも読めるようになっていたことから、修正いたしました。

続きまして、53ページ、成年後見制度に係る内容の修正ですが、【それぞれの役割等】内「住民」の3つ目の丸におきまして、変更前は「地域の見守りから、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見に取り組みましょう。」としておりましたところを「地域の見守りから、成年後見制度の利用が必要と思われる人からのSOSを見逃さないようにしましょう。」に修正しました。こちらも、先程の修正と同様に、早期発見に取り組みなければならないとも読めるようになっていたため、修正したものです。

同じく53ページの【それぞれの役割等】内「社協」における修正は、市の役割の5つ目にあります文と同じ内容を、社協にも追加した形です。

次の、55ページの図の修正につきましては、図中右下の「成年後見人等 市民後見人 親族他」と3行で書かれていた四角の箱を縦書きに修正したほか、内容を「被後見人／親族／関係者／成年後見人等」に修正し、加えて、同じ場所の、円を描く形になっていた矢印を、他の矢印と同じ両矢印に変更しました。この両矢印は、センターとやり取りをするイメージです。

最後ですが、57ページ、計画の進行管理に係る部分の修正は、先程ご説明いたしましたパブリックコメントでのご意見を受けて修正したものです。

また、この一覧には載せておりませんが、計画全体を通して、コラムや用語説明を追加いたしました。加えて、本委員会に係る資料の事前送付をした際に、42ページの「ユニバーサルデザイン」についての用語説明がほしいというご意見をいただきましたので、現在はコラムの中に括弧書きで簡単に説明しているのですが、こちらを抜き出し追記しながら、用語説明を追加したいと思います。

なお、只今ご説明いたしました案を最終案とさせていただき、本日の委員会において承認をいただきたいと考えております。ご審議をよろしくお願いいたします。

○審議

委員長：修正部分を中心にご説明をいただきましたが、そこに限らずご意見をいただければと思います。計画全体の中身についても構いませんので、ご意見をお願いいたします。

B委員：平素は南丹市消防団の活動におきまして、地域の皆様にはご理解、ご協力、ご支援を賜っておりますこと、誠に感謝申し上げます。今回初めて委員会に出席させていただきまして、一言ごあいさつさせていただきます。意見という感じではないのですが、私は福祉についてまったく分からない中で、第3期計画の冊子を、時間ある限り読ませていただきまして、大変素晴らしいことが書いてあると思いました。また、この委員会を通じて、行政と市民の皆様が携わっておられるということは大変素晴らしいことだとも思いましたし、今後も続けていただければと思いますし、そこへ自分たちも参加させていただいていることは、大変嬉しく思っております。

意見ではなく消防団としましてのご相談といえますか、私どもに何ができるかということを考えておりまして、やはり地域防災力の強化ということで、このように計画に記載されておりますことを、私どもとしては実現したい、行動に移したいと思っております。私は八木町の消防団なのですが、八木に関しましては南地区で防災マップづくりに取り組んでおられる中で、消防団も参加をさせてもらっていますし、独居老人訪問も、消防団が関わらせてもらっています。その中で、他の町でもやっておられるとは聞いているのですが、もっと消防団も参加させていただきたい。なかなか、こちらから入って行きますと、断られる場合もありますので、各関係者の皆様から、あるいは福祉課の皆様から依頼いただければ、南丹市からの要請というわけではないのですが、そういったことで参加させてもらえたら、ありがたいと思います。また、今後も南海トラフ等地震もあると思いますので、ぜひ活動といえますか、訓練等も含めまして、関係者の皆様にはご尽力いただきたいと思います。地震、火災等、起こりうる場合がありますので、ぜひ、冊子のに記載されているような活動に、消防団も参加させていただいて、住民の皆様とのコミュニケーションの場を持っていただきたいと思いますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

委員長：ありがとうございます。特に、29ページの地域防災力の取組について、消防団の中でこの計画を説明したり、取り上げて会議にかけていただいたり、消防団でこの計画を説明するような場をつくられているのですか。この計画をつくっていることを消防団の皆様にもお知らせをすることで、より効果があると思います。社協や市から、ご意見いかがですか。

事務局：ご意見ありがとうございます。特に「地域防災力の強化」のところでは、南丹市も「災害時
(市) 要配慮者支援台帳」がありまして、関係団体にお渡しさせていただいております。その中
で、消防団にも配っております。本当に地域の中の細かなところを見ていただいておりますのは、消防団の方かと思えます。あとは、民生委員や区長さんにもお渡ししておりますので、台帳をお渡ししている三者の方で普段の見守り、それから災害になったらどう動こうか
ということ普段からお話しをして、相談していただければ本当に心強いことだと思います。また、地域福祉計画を消防団の方に説明する機会は確かになかったのですが、これをき
っかけに、「こういう思いでつくっている」ことを浸透させていきたいと思っておりますので、橋渡
しの方もよろしく願います。ありがとうございます。

事務局：大変貴重なご意見ありがとうございます。また、心強いご意見でございました。先程、市の
(社協) 方からも言っていただいたように、我々社協としても、声をかけていただけましたら、会
議、取組等に足を運ばせていただいて、特に地域福祉計画の関係で、消防団とどういうこと
ができるかということ、一緒に考えていきたいと思っておりますので、今後とも、よろし
く願います。

委員長：ありがとうございます。他の部分でも、ご意見などありますか。

副委員長：防災の話は私の地区でもよく話すのですが、市や町の単位ではなく、本当であれば区単位で
しっかりしなければいけないと、いつも話しています。その、区単位での防災を具体的に進
めていくことに関してですが、いつも9月に呼びかけられる防災訓練には、平屋地区で参加
したのは私の地区だけでした。このような現状もありますので、防災訓練も含めて、防災の
推進に社協さんとか行政さんが入っていただければと思います。台帳にしても、個人情報の
関係で区の役員ですら中身を見られず、ある区では「ただ持っているだけ」という話も伺っ
ておりますが、区内ではある程度公にしてもいいのではないかなという思いもあります。ひ
とつひとつの区に細かく入って行けるような工夫を考えていただければ嬉しいです。

委員長：ありがとうございます。他にありますか。

C委員：八木の南地区では、秋に防災訓練があり、その最後にふれあい委員と民生委員と消防団で個
別に住民宅を訪問して、消火器の推進をします。その際、売るのは良いのですが、「玄関わき
に置いてください」と言う案内をされていたので、最後の集会の質疑応答で「消火器を玄関
わきに置くのはいいのですが、昔は玄関の鍵を開けっ放しにしている人が多かったけれど、今
はそうではないので、実際に火事が起きて、玄関を破いて火を消しに行った後、火が収まっ
て数日してから、『玄関は燃えていないのに、なぜ玄関を破ったのか』という責任問題が出
てきたらどうしますか」という質問をしたら、翌年からはその質疑応答の時間がなくなりました。
それから、消火器の推進も控えるようになりました。市と違って民間の消防団ですの
で、一步控えるのもいいのですが、そういうところでもう一步踏み込んで、「この意見を踏まえ
て、『火事が出たら六畳一間はボヤでもまったく使い物になりませんし、消火器をまいたら部
屋中が泡だらけになって、部屋にあるものも一切使い物になりませんので、よく気を付けて

火事を出さないようにしてくださいね』という案内にしましょう」という結論まで至ってくれたらよかったのに、質疑応答をやめてしまったら、何も成長できません。若い人は日曜日も返上してやってくれていることなのにそんな対応なので、もう少し若い人に対して、感謝の意はないのかと不思議に思っています。そのあたりは、どうですか。

委員長：すみません。ここは委員会ですので、消防団のことはあとで。

C 委員：それでは結構です。もう1つ、防災マップを作って提出をするのですが、天気の良い時に避難してみても作成した防災マップをそのまま使いますので、里道を避難路として計画している人がいるのです。人が1人やっと通るようなところなのに、支援台帳に登録されている、歩けないような人を戸板に乗せて走らなければならない時に、4人通り抜けることができるのか。そういう点検もしてから、防災マップに挙げてほしいなと思います。消防団、またお願いします。

委員長：災害時の移動ということですね。防災マップは、各地区の特徴があると思うのですが、そこはどうなっているのでしょうか。

事務局：個別の中身に入っていくと、この場でお話しするのは違うかなと思うのですが、実は私も南(社協)地区の出身で、この防災マップ作りの最初の時に関わりを持たせていただいたのですが、確かにおっしゃる通りで、一番地域のことをご存知なのは地域に住んでおられる方ですので、防災マップを作って終わりではなくて、今出たような意見をしっかり防災マップに反映して、フィードバックしていくことの方が大事かなと思いますので、我々も関わらせていただく中で、そういう取組を少しずつでも、進めていかなければならないと思いながら聞かせていただいたところです。ありがとうございます。

委員長：私が防災マップ作りに関わったところで言うと、避難経路のところ、例えば、災害時にブロック塀が落ちてくるのではないかとか、実際に何人運べるのかとか、車いすでは通れるのかとか、視覚障がいの方が、当然誘導はするにしても、実はここの道は通りにくいとか、色々検討して、実は、昼と夜で2枚作ったことがあります。昼間は意外に人がいなくて、夜と昼の状況も違うことがあるので、そのあたりについて、今おっしゃったようにきめ細かなやり方を必要としているのかなと思いますので、防災マップ作りでは、社協さんや消防団がご協力していただくと良いと思います。

その他いかがでしょうか。

A 委員：度々すみません。この計画は上位計画なので細かいことは書けないかもしれませんが、全体的に高齢者のことが多く書かれているという印象があります。それはそれで、高齢者人口の割合が多いので仕方がない部分なのですが、やはり少子高齢化になってくると、子どもに対する施策が非常に重要になってくると思います。子どもに対する施策も書いてあるには書いてありますが、量的には少ないような印象を受けます。それぞれの個別計画があり、南丹市には「子ども・子育て支援事業計画」がありますので、その中でも、子どもに対する子育て

て支援などをしっかりと位置付けていただくということで、これは希望ですが、お伝えしたいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。本当に、子どものことが直接書かれるところが少ないです
(市) が、「孤立を無くそう」「関係をつくろう」というのは、子どもも含んでのことですし、南丹市の中から、孤立するような人は誰一人出さないというような関係ができた地域をしっかりとつくっていく面で、子どもも含めて進めていきたいと思っております。個別計画の中でもそのことはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長：その他いかがでしょうか。

D 委員：福祉計画の根本に当たるのかなと思うのですが、「個人情報の扱い」について、この計画の中でどうこうということは言いませんが、今後とも、市や社協で、検討いただきたいなと思うことがあります。私は民生委員なのですが、厚生労働省の情報の開示部分について全国の事例を見ると、町ごと、あるいは自治体ごとに、民生委員に対して情報を提供する項目がずいぶん違っているように思います。多くの項目について開示をしている町の例で言えば、「この人の生活が、ほとんど分かるなあ」というところまで出しています。そういう風に考えれば、南丹市の場合は、開示の範囲がかなり狭いように思います。私が住んでいる町内に、例えば障がいをお持ちの方がどのくらいおられるのか、どういう障がいをお持ちなのか、まったく分かりません。個人的に色々なところでお出会いをし、お話し合いをする中で把握をしていくというのが現状です。あるいは、小学校に上がる前の子どもについて、どのくらいいるのかと考えてみても、まったく分かりません。ちょっと知った人に、「あの子どもの子？」と聞いて初めて、分かってくる状況です。そういった状況の中で、どのように見守り、どのように施策を立て、どのように具体化していくかについて、私が関わる民生委員の方々は、ほとんどの方が知りたいことをまったく知らされていない、活動するにもしようがない。なんとか、民生委員も特別公務員であるわけだから、信用をしていただいて、できる限りの情報を与えてほしいという要望が非常に強いです。これは、民生委員だけではなくて、他の活動をなさる方々にも共通することだと思って申し上げているのですが、どこまで情報を関係の方々に開示するのか。全部が全部晒して言えとは思いませんが、そのあたりについて、何度も今まで申し上げてきましたが、何の返答もない。一歩進んだということも感じられない。そういう現状にあることを申し上げて、今後において、個人の情報を、関係する委員あるいは活動する方々にどう開示をすればいいか、どこまで開示をするのかということについて、継続して検討をしてほしいと思っています。よろしく願います。

委員長：今おっしゃったのは、地域の就学までの子どもがどこに居るとか、災害時要配慮者支援台帳にも係るかもしれませんが、障がいのある方はこの方とこの方である、とか、具体的な情報を民児協などを通じて伝えてほしいということですか。地域の人を把握できるようにということですね。それは、民児協を通じて話し合いをしていると思うのですが、どうですか。府内の各民生児童委員がどうなっているかは分からないのですが。答えられる範囲で。

事務局：南丹市の中には4つ、旧町ごとに「単位民児協」というものがありまして、D委員は八木町
(市) の民生児童委員協議会の会長でもあられます。それぞれの町から、情報が少ないということ
で、お話を聞くことは確かにありまして、子どものことについても、地域の中で人数も少なく、
状況が見えにくいなかで「もっと開示を」というお声を聞くことも多いですが、なかなか
リストにして情報を出すということも、それをどう取り扱っていくかという問題もありま
すし、デリケートなことですので、対応については、担当課ごとに検討させていただいて
いると思います。災害時要配慮者台帳については、要綱をつくりまして、これに賛同してい
ただける方、同意いただける方ということで了解を得たうえで、地域の方に情報をお渡しを
することができるのですが、提供の可否の確認がとれていない情報を一律にお渡しするのは難
しく、ひとつひとつ内容を検討しながら進んでいくことになろうかと思っておりますので、今すぐ
お答えすることは難しいです。ただ、地域の中に困った方がいらっしゃるというようなこと
があれば、情報を共有することもあろうかと思っておりますので、よろしく願います。

事務局：いただいたご意見については、担当課長と協議をしていきたいと思っておりますと、私が社会福
(市) 祉課長をしておりました時の話ですが、民生委員さんから、担当地区の生活保護を受給され
ている方の名簿がほしいといわれた際に、その委員さんの担当の地区の方についてのみです
が、民生委員さんは守秘義務が課せられているということで、リストをお渡しした例もあ
ります。「こういう内容でこういった人の情報が必要だ」と問い合わせさせていただいた際には、ま
た各担当課長と具体的な話をしていけたらと思っています。

委員長：D委員もおっしゃったように、引き続き協議してほしいということですので、難しい問題も
ありますが、見守りにも要になるところかなと思うので、引き続きご協議をお願いしたいと
思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日ご発言いただかなかった部分でも、今後、意見が出て来ることがあるかと思いた
すので、そういった部分について、さらに計画(案)のなかで若干手直しすることがございま
したら、委員長の私と副委員長と事務局で調整させていただいて、修正させていただくとい
うことで、よろしいでしょうか。

(承認)

ありがとうございます。それでは先程のパブリックコメントの方の確定と、第4期計画
(案)につきましては、この形で進めさせていただきたいと思っております。
今後のことについてございますか。

4. 今後の予定について

事務局：今後の予定ですが、本日、パブリックコメントへの回答(案)と第4期計画(案)について
(市) ご承認をいただきましたので、後日、岡崎委員長から市長と社会福祉協議会会長へ答申して
いただくこととなります。

また、計画を推進するために、広く市民の皆様にご覧いただけるよう、計画の概要版を作成
し、全戸配布することとしております。

今後の予定についての説明は以上です。

委員長：ありがとうございました。本日いただいたご意見の中で、いくつか重要な部分もあったかと思しますので、この計画は策定で終わりではなく、これを推進していくために、年次では、数値的なものは出さないということですが、当然、社協のなかでは事業計画があるでしょうし、市のなかでも関係部署と連携して進めていかれると思いますので、年次、年次で、この委員会で引き続き点検・評価させていただければと思います。
私の方からは以上ですので、事務局にマイクをお返しいたします。

5. 閉会

事務局：委員長、ありがとうございました。大変たくさんのご意見をいただきましたので、今後の計画の推進に反映させていけたらと思います。ありがとうございます。
それでは、会が終わります前に、C委員からお話しされたいことがあると聞いておりますので、C委員、よろしくお願いします。

C委員：実はこの前の会議が始まる前に、地域の住民から場違いな手紙を受け取りました。「行政がひとつも動いてくれない」ということで、会議が始まる前に、中西さん（市）にその手紙を渡しました。手紙を渡して、訳を言いましたところ、すぐに動いていただきまして、「3年かかってできなかったことが3日でできた」と。これはまったく不思議な話で、タイミングが合っただけなのですが、その後1か月以内に地域の住民を集めて、今後について説明会を行いました。大変困っていた人が喜んでくれたので、中西さんにお礼を言おうと思ひまして。ありがとうございました。本人さんは大変喜んでいましたので、またお願いします。

事務局：こちらこそ、地域の方と、行政の方とつなぎ役をしていただき、ありがとうございました。（市）

事務局：最後になりましたが、この委員会も終わっていくわけですが、2年間、この計画づくりに携わっていただきまして、ありがとうございます。これから、この案は地域の中で浸透していくように、行政の方も、社協の方も頑張っていきますけれども、委員の皆様も地域の方にお帰りいただきまして、「こういうのができた」と広めていただければ、大変ありがたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。
それでは、閉会に当たりまして、栢下副委員長よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いします。

副委員長：失礼します。本日は悪い天気の中、出席いただきありがとうございました。

私は、今期から民生委員をやらせていただきまして、先日、研修会に出させていただいたのですが、その際に、社協から心強いお言葉をいただきまして、「市と社協が一体になって、住民主体の事業に心強く協力してもらえ」という思いで、聞かせていただきおりました。それをありがたく受け止めて、これからはもどんどん無理を言っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いします。

先ほど市からもお話がありましたように、本日をもって第4期の計画ができたということで、皆さんそれぞれ思いを持って、この計画づくりに参加していたと思うのですが、この計

画において事業が1つずつ進んでいくなかで、皆さんの思っているイメージが実現するよう、この計画が絵に描いた餅にならないように、私達も市も社協も一緒になって、5年後に「良い結果になった」「この計画をつくって、実行できて良かった」と言えるように、これからも頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。
本日は、ご苦勞様でした。

以上